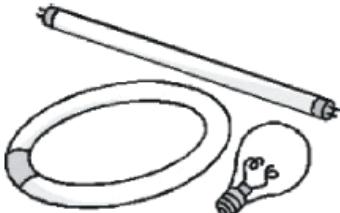


廃蛍光管のリサイクルにご協力ください

水銀による環境汚染を世界規模で防いでいくための枠組みである「水銀に関する水俣条約」が、平成29年8月発効となりました。

また国内では、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」が公布されるなど、関係法令の整備が進められております。

牟岐町においても、平成29年12月から、役場に回収ボックスを設置し、ご家庭で不用になった蛍光管等の拠点回収を始めます。



回収した蛍光管等は、専門の処理業者が水銀・ガラス・金属などに、それぞれ原料としてリサイクルします。従来どおり燃やさないゴミ（不燃ごみ）として排出することができますが、回収箱を積極的にご利用いただき、水銀含有物の適正処理とごみの減量化に、みなさまのご協力をよろしくお願いします。

回収場所と方法

牟岐町役場へお持ちください。蛍光灯など新品を買った時の紙製容器または、新聞紙などで包んで運ぶと安全です。また、割れてしまった蛍光管は新聞紙やビニール袋等に包んで気を付けてお持ちください。
※祝日や休日も牟岐町役場で受取りいたします。

回収できるもの

一般のご家庭で使用していたランプ類であれば、円管球・直管球・白熱電球・LED球・グロー球等すべて回収いたします。

回収できないもの

今まで産業廃棄物として処理していた廃蛍光管については、今までと同じように産業廃棄物として処理してください。

【お問い合わせ】牟岐町住民福祉課 TEL72-3414



ゴミの分別にご協力お願いします

11月～12月は県税・市町村税の「県下一斉徴収強化月間」です。

「税の納め忘れはありませんか？」

徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保するため、11月と12月を「県下一斉徴収強化月間」に設定し、連携して県下一斉に徴収を強化しています。

納期限が過ぎているのに納付していない方は、金融機関または税務会計課すぐに納付してください。

催告しても納付していただけない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。

納付できない特別の事情がある方は必ずご相談ください。

牟岐町税務会計課 (TEL 72-3410)

放送大学 4月募集のお知らせ

○放送大学は、平成30年度第1学期の学生を募集しています。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

○資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学徳島学習センター(TEL088-602-0151)までご請求下さい。

○出願期間は、第1回は2月28日まで、第2回は3月20日まで。